

# 別冊

## 申立てに関する書類

<内容>

- ・ 診断書関係
- ・ 登記されていないことの証明申請書
- ・ 申立書類

## 診 断 書 関 係

※成年後見申立ての手引17ページの「診断書及び鑑定についてのおたずね」をまずお読みください。

※診断書を作成していただく主治医等医師の方に「**診断書（成年後見用）**」と「**診断書（成年後見用）の作成を依頼された医師の方へ**」という書面を一緒に渡していただき、「**鑑定についてのおたずね**」にご記入いただき、精神鑑定が必要な場合にお引き受けいただけるかどうかについて尋ねておいてください。

### <内容>

- ・ 診断書（成年後見用）
- ・ 診断書（成年後見用）の作成を依頼された医師の方へ
- ・ 鑑定についてのおたずね

診 断 書 (成年後見用)

(裏面ご参照)

1	氏名 生年月日 明・大・昭・平 住所	男・女 年 月 日生 ( 歳)
2	医学的診断 診断名  所見 (現病歴, 現在症, 重症度, 現在の精神状態と関連する既往症・合併症など)	
3	身体の状態 <input type="checkbox"/> 植物状態である <input type="checkbox"/> 植物状態に準ずる <input type="checkbox"/> その他 日常生活の状況 ( <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 部分介助 (    ) <input type="checkbox"/> 介助無) 発語 ( <input type="checkbox"/> 発語不能 <input type="checkbox"/> 発語はあるが有意味言語の発語なし <input type="checkbox"/> 発語あり    ) <input type="checkbox"/> 特記事項 (    )	
4	精神の状態 意思疎通 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 可能 ( <input type="checkbox"/> 言語 <input type="checkbox"/> 動作 <input type="checkbox"/> 筆談 <input type="checkbox"/> その他    ) 記憶力    自己の年齢 ( <input type="checkbox"/> 回答不可 <input type="checkbox"/> 回答可) その他 (    ) 見当識    日時 ( <input type="checkbox"/> 回答不可 <input type="checkbox"/> 回答可) 場所 ( <input type="checkbox"/> 回答不可 <input type="checkbox"/> 回答可) 近親者の識別 ( <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 可能) 計算力 <input type="checkbox"/> 計算は全くできない <input type="checkbox"/> (    ) 理解・判断力 <input type="checkbox"/> 理解不能 <input type="checkbox"/> (    )	
5	各種検査 心理検査 <input type="checkbox"/> HDS-R (    点,    年 月 日実施 <input type="checkbox"/> 実施不可) <input type="checkbox"/> MMSE (    点,    年 月 日実施 <input type="checkbox"/> 実施不可) <input type="checkbox"/> 知能検査 (IQ=    (    歳程度),    年 月 日実施) 画像検査 <input type="checkbox"/> 脳の萎縮または損傷が著しい ( <input type="checkbox"/> 頭部CTスキャン <input type="checkbox"/> MRI )	
6	回復の可能性 <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ほとんどない <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他	
7	判断能力判定についての意見 <input type="checkbox"/> 自己の財産を管理・処分することができない。(後見開始相当) <input type="checkbox"/> 自己の財産を管理・処分するためには, 常に援助が必要である。(保佐開始相当) <input type="checkbox"/> 自己の財産を管理・処分するためには, 援助が必要な場合がある。(補助開始相当) <input type="checkbox"/> 自己の財産を単独で管理・処分することができる。 (意見)  判定の根拠 (検査所見・説明)  備考 (本人以外の情報提供者など)	

以上のおり診断します。

平成 年 月 日

病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師名

電話番号 (    ) -   



診断書の記載にあたっては、以下の点にご留意ください。

1 診断名について

診断名については精神上の障害を必ず記載してください。その際、ICD-10による記載が望ましいと考えております。

2 身体の状態について

「植物状態」とは、以下の6つの症状すべてが固定して3か月以上が経過している状態と考えております。「植物状態に準ずる」とは、それに準ずる場合です。

- ① 自力での移動ができない
- ② 自力での食物の摂取ができない
- ③ 自力で排泄ができない
- ④ 意思疎通ができない
- ⑤ 声は出ても、意味のある発言ができない
- ⑥ 目で物を追ったり、認識ができない

3 判断能力判定についての意見

裁判所が本人の判断能力について判断するための参考となる意見を記載してください。4項目のいずれかをチェックすることもできますし、その記載を参考に個々の事案に応じた適宜の意見を記載することもできます。

◎ 自己の財産を管理・処分することができない（後見開始相当）とは、日常的に必要な買い物も自分ではできず、誰かに代わってやってもらう必要があるという程度です。

◎ 自己の財産を管理・処分するためには、常に援助が必要である（保佐開始相当）とは、日常の買い物程度は単独でできるが、重要な財産行為（不動産・自動車の売り買いや自宅の増改築、金銭の貸し借り等）は、自分ではできないという程度です。

◎ 自己の財産を管理・処分するためには、援助が必要な場合がある（補助開始相当）とは、重要な財産行為（不動産・自動車の売り買いや自宅の増改築、金銭の貸し借り等）について、自分でできるかもしれないが、できるかどうか危ぐがある（本人の利益のためには、誰かに援助してもらった方がよい。）という程度です。

4 「5各種検査欄」に、CT脳検査など画像診断の結果欄がありますが、これは、既に同種検査を実施されている場合に、その結果を記載していただく欄です。今回の診断書作成にあたり、新たに同種検査を必要とする趣旨ではありません。

(申立人から「診断書」「鑑定についてのおたずね」と一緒に医師にわたしてください。)

## 診断書（成年後見用）の作成を依頼された医師の方へ

大阪家庭裁判所

家庭裁判所の業務に関しましては、日頃から一方ならぬご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成12年4月1日から成年後見制度が施行され、それまでの禁治産、準禁治産の制度が全面的に改正されました。具体的に申しますと、本人の判断能力の程度に応じて、成年後見（従来の禁治産）、保佐（従来の準禁治産、但し浪費者を除く）及び補助（新設）の3類型が設けられました。いずれの類型でも、本人の判断能力を補うための援助者（成年後見人等）が選ばれ、判断能力の残存の程度に応じて、財産を維持管理したり、身上監護の支援を行うなど、本人の保護に努めることとなります。

これら3類型のうち、成年後見及び保佐を開始する審判を進める上では、原則として、本人の判断能力の状況について、医師による鑑定を行うことになっています（ただし、本人がいわゆる植物状態や、それに準ずるような場合（診断書で判断します。）等には、鑑定をしないこともあります。）。

そこで、成年後見用診断書を作成されるに際しては、併せて、今後、本人について家庭裁判所から鑑定の依頼がなされた場合に鑑定をお引き受けいただけるか等のことについてもお教えいただきたく、別添『鑑定についてのおたずね』へのご回答をお願い申し上げます。

なお、主治医の方は、本人の症状の経過について最もよく把握しておられますので、精神科のご専門ではなくても、鑑定の依頼をさせていただくことがあります。

鑑定といっても、精神科の医師に限るわけではありません。内科その他の医師にもお願いしております。

また、成年後見制度の利用に強く反対している親族がいるような場合には、主治医以外の医師に鑑定を依頼することもあります。その際には、診療記録の提供等をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。

ご多忙とは存じますが、何卒ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

※1 鑑定をお願いする場合には、後日、依頼書を送らせていただきます。

※2 鑑定書の作成については裁判所のホームページでもご覧いただけます。

【裁判所のホームページ<http://www.courts.go.jp>のトップページ「裁判手続の案内」→「裁判所が扱う事件」の「家事事件」→「成年後見制度における鑑定書・診断書作成の手引」の順に検索してください。】

なお、鑑定書の形式は、要点式でない通常のものでお願いすることになります。

※3 ご不明な点については大阪家庭裁判所後見係（06-6943-5872）、堺支部（072-223-8949）、岸和田支部（072-441-6803）までお尋ねください。

## 鑑定についてのおたずね

大阪家庭裁判所

この書面を記入される際に、「診断書（成年後見用）の作成を依頼された医師の方へ」をご参照ください。

1 鑑定について（該当事項に□にチェックを付けたり，記入してください。）

□ 家庭裁判所から精神鑑定を依頼された場合，鑑定を引き受ける。

(1) 鑑定料(検査料・諸経費等は含む)は\_\_\_\_\_万円で引き受ける。

(一般的には，3万～5万円でお引き受けいただいておりますが，5万円を超える場合でも10万円以内に収まる費用でお引き受けいただいております。)

(2) 鑑定期間は，約 \_\_\_\_\_ 日間必要である。

(一般的には，約1か月以内に鑑定書を提出していただいております。)

(3) 鑑定書作成の手引きの送付

希望する。 希望しない(理由：既に持っている。その他 \_\_\_\_\_)。

(4) 書類の送付先

診断書記載の病院等の所在地と同じ。

下記の連絡先への送付を希望する。

病院等の名称

TEL

所在地 〒

(5) 鑑定料の振込先（鑑定依頼の際に口座名を確認させていただきます。）

個人の口座  法人の口座

鑑定を引き受けることはできない。理由（ \_\_\_\_\_ ）

鑑定を引き受けることができないが，下記の医師を紹介する。

氏名

病院等の名称

所在地

TEL

※裁判官の判断により，鑑定依頼をしない場合もございますので，ご了承ください。

2 その他，家庭裁判所に対する連絡事項等があれば，ご記入ください。

平成 年 月 日

回答者氏名

㊟